職場復帰サポートシステムについて

1 目的

精神疾患による休職等から職場復帰をしようとする場合に、心と身体を学校生活に徐々に慣らす機会を設けることで、職場復帰への不安を少なくし、スムーズに復帰できるように支援を行うもの

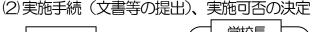
2 対象者

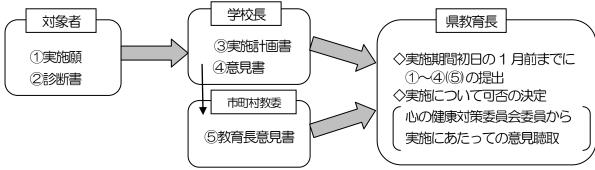
- (1)精神疾患を原因とする休職から復帰しようとする教職員
- (2)精神疾患を原因とする病気休暇(引き続き 120 日を超える病気休暇に限る。ただし、 県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りではない。) から復帰しようとする教職員

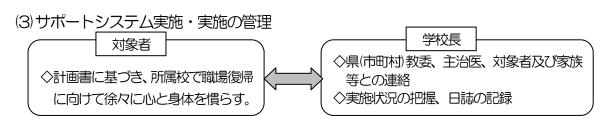
3 実施期間

原則4週間(公立学校教職員心の健康対策委員会の意見を聴き必要に応じ変更)

- 4 職場復帰サポートシステムの実施内容及び流れ
 - (1) 県教委事務局への実施(実施期間初日の6週間程度前)の事前連絡、日程調整(市町村立学校は市町村教委経由)







(4)サポートシステム終了

学校長は終了報告書及び日誌を県教育長に提出(市町村立学校は市町村教委経由)

